

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年12月22日

株式会社タイヨーパッケージ

代表取締役社長 楠 流維

問合せ先：取締役副社長 稲井田 勝 TEL 076-464-2300

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主、お客様、仕入先、従業員等の全てのステークホルダーに対し、適切な情報開示・提供を行うとともに、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定・業務執行を行うことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制を整備してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
楠 流維	166,200	53.61
楠 行博	51,500	16.61
稻井田 勝	31,400	10.13
日医工株式会社	24,000	7.74
王子マテリア株式会社	20,000	6.45
楠 晴行	2,600	0.84
酒井 博行	2,000	0.65
堀田 篤志	1,400	0.45
高沼 美昭	1,000	0.32
佐伯 浩一	1,000	0.32

支配株主名	楠 流維
-------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引を行う際は、当該取引の必要性及び条件が通常の取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。支配株主を含む関連当事者との取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者との取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
横田 早世	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横田 早世	—	該当事項はありません。	横田早世氏は、経営コンサルタントとして多数の実績と経験を有していることから、「経営の透明性とコーポレート・ガバナンスの向上」の観点より、第三者目線で当社の業務執行に対する監督、助言等を行って頂けることを期待し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、適正な経営活動の確保を目的として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人、内部監査室及び監査法人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を通じて、取締役の業務執行の監査等を行っております。

また、内部監査室は、監査役の指示のもと、内部監査計画に基づき、各部門に対して監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を取締役会に提出して、適宜改善を行っております。

社外監査役の選任状況	選任していない
------------	---------

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当事項はありません。
---------------------------	-------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

発行者情報において、全取締役の報酬金額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

発行者情報において、報酬額又はその算定方法の決定方針を開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、管理部が窓口となり、情報提供を行う体制を取っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等 退任日	任期
楠 行博	顧 問	営業支援	常勤・報酬あり	2022年8月31日	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

補足説明

当社の社長・会長経験者について記載することとしております。また、元代表取締役社長等である相談役・顧問等は経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。なお、当社において、元代表取締役社長等である相談役・顧問等の委嘱は取締役会で審議を行い決定しております。契約期間は1年とし、更新の際は活動状況等を検討のうえ、承認を得るものとしております。楠行博氏についてですが、委嘱している業務内容はこれまでの顧客（意思決定層）とのコネクションを活かしての営業支援であり、報酬はその活かせるコネクションの数に応じてとし、審議のうえ月額500千円としております。上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には当社の取締役の退任日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役会＞

取締役会は、取締役全員で構成されており、代表取締役社長がその議長となり、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要な事項について決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。

また、取締役の指名については、株主総会にて取締役を選任した後、取締役会において、取締役会議長や代表取締役、業務執行取締役等について、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力等を踏まえて議論を行い、選定しております。

取締役の報酬については、株主総会にて報酬総額の上限を決議した後、取締役会において、その上限を超えることが無いよう、管掌範囲・責任範囲・常勤性・業務内容・難易度等を鑑みて、社会通念上、妥当と判断出来る内容であるかどうか議論を行い、決定しております。

＜監査役＞

監査役は、適正な経営活動の確保を目的として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人、内部監査室及び監査法人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を通じて、取締役の業務執行の監査等を行っております。

<会計監査>

当社は、OAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、田中荘治氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

<内部監査>

内部監査は、内部監査室（1名）が担当しております。内部監査室は、監査役の指示のもと、内部監査計画に基づき、各部門に対して監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を取締役会に提出して、適宜改善を行っております。

<監査役・会計監査・内部監査の連携>

監査役、会計監査、内部監査が相互に連携を行うことで、効果的・効率的に監査を実施しております。

<コンプライアンス委員会>

代表取締役及び業務執行取締役、各部長を構成員とするコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に係る活動を推進し、問題や課題が見受けられれば、是正や改善を行うことを職務としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、意思決定を迅速に行い、かつ、経営の透明性向上を図るため、監査役設置会社を選択しております。取締役会や監査役、監査法人、内部監査室等が連係し、経営を確実にチェックできる体制を構築しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が事前に議案を十分にご検討いただけるように、株主総会招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以外に設定しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
ディスクロージャー ポリシーの作成・公表	「情報開示規程」を社内規程として定め、社内に周知徹底しています。また、社外に向けて会社ホームページにてディスクロージャーポリシーを公表しております。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等についても掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を IR に関する担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	企業理念並びに行動指針において、社会全般との関わりを規定しており、株主の皆様やお客様をはじめとするすべてのステークホルダーを尊重し、互いに繁栄していくけるよう取組んでまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社ホームページにおいて、SDGs の 17 項目に沿って、社会的責任について言及しております。 ※CSR 企業の社会的責任 https://taiyopackage.co.jp 樹木を原材料とした紙製品を取扱う企業の一員として、日本国内の自然環境を守る活動への寄付も行っており、その結果もホームページにて公開しております。 当社では、従業員及びその家族の健康保持・増進につなげる諸施策に取組んでおり、2021 年 3 月より毎年、経済産業省から「健康経営優良法人」の認定を受けております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	ディスクロージャーポリシーを作成・公表し、それに基づき適切に実行しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- 1 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - 1-1 法令等の遵守体制に係る社内規程等を用いて、就任時の説明等の場において、取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
 - 1-2 取締役は、経営に関する重要事項のみならずリスク情報も含めて取締役会に報告して情報を共有し、協議することにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
 - 1-3 取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議題のほか、法令及び定款に定める事項を決議し、会社の意思決定を法令及び定款に適合させる体制とする。
 - 1-4 役職員が、社内において法令及び定款に違反する行為又はそのおそれがある行為を発見した場合には、直ちに通報する旨のコンプライアンス規程及び内部通報規程を設ける。
 - 1-5 コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員が常にコンプライアンスを意識して職務の執行にあたるよう、コンプライアンス研修を実施する。
 - 1-6 反社会的勢力との関係は法令等の違反につながるものと認識し、その取引は断固拒絶する姿勢で臨み、関係排除に取組む。
- 2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - 2-1 文書・記録管理規程を定め、文書及び記録の取扱いに関する基本事項の運用・管理を行う。
 - 2-2 株主総会議事録、取締役会議事録、決裁の記録その他業務執行に関する重要な記録等は、適時適切に作成するとともに、適切に保管して取締役の職務執行の証跡とする。
- 3 損失の危険管理に関する規程その他の体制について
 - 3-1 コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに限らない全社的なリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努める。また、災害等の不測の事態が発生した場合の事業継続計画書を整備することで、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に抑える。
- 4 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - 4-1 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の職務執行の効率性を図るのみならず、取締役は相互にその効率性の監督を行う。
 - 4-2 業務分掌規程を設け、取締役会の決定に基づく職務のための各部門の業務分掌を明確にすることで、適正かつ効率的な職務が行われる体制を確保する。

4－3 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び年度計画を策定するとともに、その計画達成に向けた各部門の業務執行をチェックする。
5 監査役の職務を補助すべき使用人の体制及び使用人の独立性の確保について
5－1 現在、監査役の職務を補助するため、内部監査室がその業務を兼任している。内部監査室は、監査役の指揮・命令のもと、その職務を遂行する。
5－2 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役と監査役の協議により選任するが、選任された者は、取締役の指揮・命令は受けない。
6 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について
6－1 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
7 監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に関する方針について
7－1 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務を会社として負担する。
8 その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制について
8－1 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、決裁の記録その他業務執行に関する重要な記録等を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求める。
8－2 監査役は、取締役と相互に意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて会合を持つ。
8－3 監査役が独自の意見形成をするため、必要に応じて外部の専門家等に相談できる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、「反社会的勢力排除規程」を設け、反社会的勢力排除体制を整備しています。
また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

V. その他

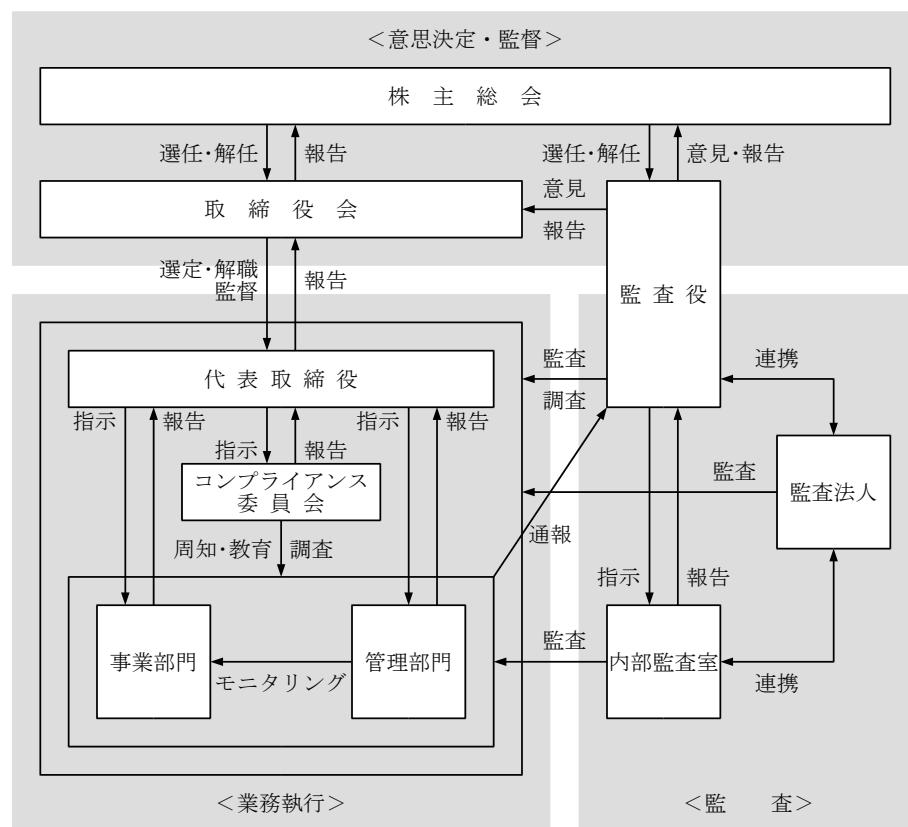
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

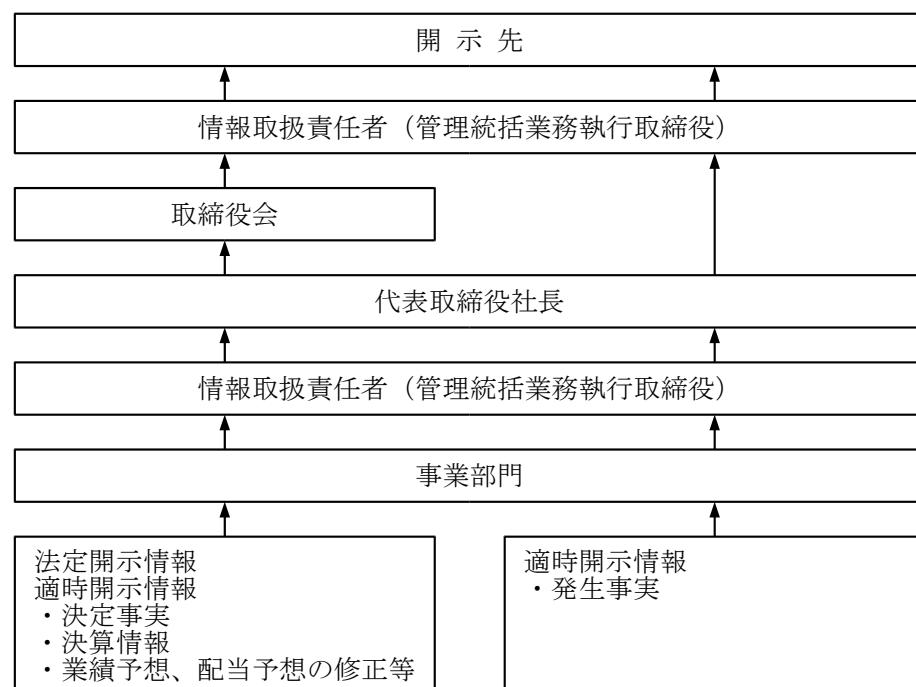
2. その他コード・ガバナンス体制等に関する事項

TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して当社に関する重要事実を公正に開示しております。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上